

「日医標準レセプトソフト」

令和5年5月診療報酬改定対応
(レセプト対応)

2023年5月24日
(初版)

日本医師会 ORCA 管理機構

【目 次】

1. 病床数.....	1
2. 「11 初診」.....	1
3. 「12 再診」.....	1
4. 「14 在宅」.....	1
5. 新設公費（入院補助、治療薬補助）のレセプト記載対応.....	2

【改定履歴】

初 版：令和5年5月24日

令和5年5月診療報酬改定対応（レセプト対応）

対応内容：

1. 病床数

(1). 以下の算定がある場合、外来レセプトの病床数を記載します。

113045450 特定疾患療養管理料（100床未満の病院）（特例）

113045550 特定疾患療養管理料（100床未満・療養指導）（特例）

2. 「11 初診」

(1). 「111016150 初診料（文書による紹介がない患者の場合）（初減）（特例）」

・レセプト摘要欄は単剤で記載します。【紙レセプトのみ】

レセプト摘要欄記載例

11	* 初診料（文書による紹介がない患者の場合）（初減）（特例）	214 × 1
----	--------------------------------	---------

3. 「12 再診」

(1). 「112026750 電話等再診料（特例）」

・レセプト摘要欄は単剤で記載します。【紙レセプトのみ】

・「電話等再診（ 回）」コメントを自動記載します。（810000001 を使用）

レセプト摘要欄記載例

	* 電話等再診（ 1回）	
12	* 電話等再診料（特例）	73 × 1

4. 「14 在宅」

(1). 以下の算定がある場合、剤点数を在宅欄の「深夜・緊急」の項に集計します。

114055150 緊急往診加算（在支診等以外）（特例）

114055250 緊急往診加算（機能強化した在支診等）（病床なし）（特例）

114055350 緊急往診加算（在支診等）（特例）

114055450 緊急往診加算（機能強化した在支診等）（病床あり）（特例）

(2). 同一剤に「114055550 在宅酸素療法指導管理料（その他）（特例）」と

「114045470 遠隔モニタリング加算（在宅酸素療法指導管理料（その他）」の算定がある場合、

「114003710 在宅酸素療法指導管理料（その他）」又は

「114055550 在宅酸素療法指導管理料（その他）（特例）」の前回算定年月

コメントを自動記載します。（いずれか直近の前回算定年月）

※「850100140 在宅酸素療法指導管理料の前回算定年月（遠隔モニタリング加算）」

のコメントコードで自動記載します。

※同一剤に「850100140」のコメントコードがある場合は自動記載しません。

- (例) 令和5年5月と8月に、
在宅酸素療法指導管理料（その他）（特例）と
遠隔モニタリング加算（在宅酸素療法指導管理料（その他））を算定

8月レセプト摘要欄記載例

14	<p>* 在宅酸素療法指導管理料（その他）（特例） 遠隔モニタリング加算（在宅酸素療法指導管理料（その他）） 2月 在宅酸素療法指導管理料の前回算定年月（遠隔モニタリング加算）；令和 5年 5月 2700× 1</p>
----	---

5. 新設公費（入院補助、治療薬補助）のレセプト記載対応

入院補助（保険番号 095）又は、治療薬補助（保険番号 096）を含む保険組み合わせで算定を行った場合のレセプト記載対応

(1). レセプトの公費記載順について

法別番号 28 の中での記載順は以下の通りとなります。

- ・ 保険番号 028 感染症入院
- ・ 保険番号 093 PCR検査（負担者番号：28xx050x）
- ・ 保険番号 094 コロナ軽症（負担者番号：28xx060x）
- ・ 保険番号 095 入院補助（負担者番号：28xx070x）
- ・ 保険番号 096 治療薬補助（負担者番号：28xx080x）

(2). 保険欄一部負担金について

<外来>：「高額療養費算定基準額」に準ずる金額記載を行います。

※多数回該当の場合、未対応（後日対応を予定しています）

<入院>：「高額療養費算定基準額」に準ずる金額記載を行います。

※多数回該当の場合、多数回該当の上限額までの金額記載を行います。

(3). 公費一部負担金について

- ・ 公費一部負担金が0円の場合は、「0」を記載します。
- ・ 公費一部負担金が自己負担限度額に達しない場合は、1円単位の金額を記載します。

(4). 特記事項について

<外来>：26区ア、27区イ、28区ウ、29区エ、30区オ、41区カ及び42区キのうち、該当する所得区分の特記事項を記載します。

<入院>：26区ア、27区イ、28区ウ、29区エ、30区オ、41区カ及び42区キのうち、該当する所得区分の特記事項を記載します。

※多数回該当の場合、31多ア、32多イ、33多ウ、34多エ、35多オ、43多カ及び44多キのうち、該当する所得区分の特記事項を記載します。